その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十三号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年六月二十五日から同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日○六○○から一八○○まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十四号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年六月二十五日から同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日○六○○から一八○○まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十五号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年六月八日

防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年六月二十七日及び同月二十八日（予備、同月二十九日）の毎日○八○○から一七○○まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦五隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○四国地方整備局告示第九十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号及び三百十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一まで | 一七・三五～六四・五八（メートル） | 一八・五五～八〇・七六（メートル） | | ○○・三一二（キロメートル） | ○・三一二 |

**○四国地方整備局告示第九十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第百六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号及び三百十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一まで | 一七・三五～六四・五八（メートル） | 一八・五五～八〇・七六（メートル） | | ○○・三一二（キロメートル） | ○・三一二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第九十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号及び三百十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一まで | 一七・三五～六四・五八（メートル） | 一八・五五～八〇・七六（メートル） | | ○○・三一二（キロメートル） | ○・三一二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第九十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号及び三百十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一まで | 一七・三五～六四・五八（メートル） | 一八・五五～八〇・七六（メートル） | | ○○・三一二（キロメートル） | ○・三一二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第九十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三十二号及び三百十九号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 香川県仲多度郡まんのう町追上字大氷三五七番五八から同町追上字大氷三六二番一まで | 一七・三五～六四・五八（メートル） | 一八・五五～八〇・七六（メートル） | | ○○・三一二（キロメートル） | ○・三一二 |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第百六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 宮崎市高岡町浦之名字古川四五五二番一一から同市高岡町浦之名字古川四五五二番一二まで | 一四・六〇～三六・七〇（メートル） | 一二・一〇～一八・五〇（メートル） | | ○○・一九一（キロメートル） | ○・一九一 |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第百七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 霧島市国分広瀬字会所下一六二八番一から同市国分広瀬三丁目一〇八九番一まで | 九・八七～一三・一八（メートル） | 九・八七～二八・一二 | | ○○・二七四（キロメートル） | ○・二七四 |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

**○九州地方整備局告示第百七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 変更後 | 別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|---|
| 霧島市国分広瀬字会所下一六二八番一から同市国分広瀬三丁目一〇八九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九・八七～一三・一八（メートル） | 九・八七～二八・一二 | | ○○・二七四（キロメートル） | ○・二七四 |

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所